

相・続・通・信 第16号



相続手続支援センター

◆松本駅前店
〒390-0817 長野県松本市市上 13-6
TEL0263-35-6481/FAX0263-87-2117

◆長野駅前店
〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地
TEL026-223-1322/FAX026-291-4163

遺言書を作りたい！あなたへ参加して欲しいセミナー ～遺言と相続税の改正について考える

◆遺言・相続税セミナーを開催します◆

昨年12月に遺言セミナーの第一回目が行われました。長野会場では51名、松本会場でも30名を超える、たくさんの方がお越し下さいました。誠にありがとうございました。「遺言」についてお話したいことがたくさんありましたが、お伝え出来なかった部分もありました。そこで今回のセミナーでは、頂いたセミナーアンケートの中でも特にご要望の多かった「遺言と相続税の改正」についてお話をいたします。遺言については、相続税増税の制約、遺留分の制約、有効無効の制約等々のなか、「遺言における基礎知識」と「万全な遺言を残すことは可能か？」について話をします。みなさんの関心の強い「自筆証書遺言について」も盛り込みたいと思います。

相続税については、昨年末、平成23年度税制改正大綱に**相続税の増税**が盛り込まれました。遺言書を作成する上で、相続税についてもご検討いただき、相続税対策をしていくことが一層重要になってきました。今回のセミナーでは、資産税対策を専門に行っている会計事務所職員が、相続税改正のお話をいたします。是非、これからのご自身の資産承継対策のご参考にお越しただければと思います。

尚、本セミナーは予約制となっております。参加ご希望の方は、下記電話番号へお電話をお願いします。

日 程

日程：2月26日(土)

午前の部：長野市 定員30名様限定

会場：ホクト文化ホール 第2会議室

講義時間：10:00～12:00

受付開始：9:30～

持物：筆記用具

午後の部：松本市 定員30名様限定

会場：松本市勤労者福祉センター 第4会議室

講義時間：15:00～17:00

受付開始：14:30～

持物：筆記用具

※両会場共に参加は無料です

講 師 紹 介

第一部：遺言

相続手続支援センター松本駅前店

専門相談員：清水 あゆ子

講師紹介：相続に関する手続き全般の相談、手続を行う。遺言書作成、遺言執行者、遺留分減殺請求等、数々の遺言にかかる手続きの経験を持つ。相談業務、書面作成業務の他、金融機関手続、年金手続き等、実際に現場に赴く手続等も幅広く行う。

第二部：相続税の改正

税理士法人成迫会計事務所

ファイナンシャルプランナー：出田 信行

講師紹介：相続税の節税対策や、固定資産税の見直しなど個人の財産に係る税金について特化。今後のライフプランを見据えた資産運用についても詳しく、税のコンサルティングのみならず、資産形成の面でも顧客からの信頼が厚い。

まずは申し込みのお電話、お待ちしております！

松本 0120-97-3713 長野 0120-49-1322

※ 土日祝も電話受付致します。
長野店は、土日祝は松本店へ電話転送を致しますが予約は可能です。

相続財産と言うと、土地や建物といった不動産や、郵便局・銀行等の預貯金などが思い浮かびますが、今回は亡くなられた方がリゾート施設の会員権を相続財産として残した場合に付いて、会員権の内容や手続き上の問題点を少しお話してみたいと思います。

リゾート施設の会員権と言っても、その手続き上の違いで大きく二種類に分けられます。一つはリゾート施設を利用する権利のみを内容とする会員権。もう一つがリゾート施設を利用する権利に加えて、施設の不動産に付いても所有権を共有という形で所有する内容の会員権です。どちらの種類も、会員権を購入する際には「契約金」の他に、会員を脱退する際に、一定の条件を満たせば返還される「保証金」も併せて支払うのが通例のようです。「保証金」は一般的に決して少額とは言えない金額で、契約書等に細かく条件が記載されています。

リゾート会員権を相続する場合、手続きを進める上で幾つか解決しなければならない問題がありました。ここでは主な三点を紹介をしたいと思います。一つは「保証金」です。前出の通り退会を選択した場合、返還される性格の保証金ですが、リゾート会員権市場はすでに有名無実となっており、長引く不況で私が手続きをした企業でも支払い余力はほとんど無いといった状況でした。相続した後、退会を希望する場合は保証金に付いて何らかの決断をしなければならないと思います。二つ目は、会員権の中に施設不動産の所有権が含まれている場合、まず費用を負担して同不動産の相続登記をしなければならないという事です。相続を済ませた後で退会したい場合は不動産の譲渡となりますが、先ほども述べた通り、会員権市場は機能しておらず、リゾート会社も購入を拒むという現実の中で、退会して施設は利用出来ないにも関わらず固定資産税だけは払い続けなければならないといった、なんとも納得出来ない事態になってしまうのです。これが三つ目の問題点です。もし皆さんの中にこのような悩みを抱えていらっしゃる方がおられれば、一度ご相談を頂ければと思います。一緒に解決方法を探って行きたいと思います。

相続“豆”知識

Q

昨年10月に父が亡くなり、机の書類の整理をしていたら、「遺言書」と書かれた封筒が出てきました。封がされているのですが開封しても良いものでしょうか？

A

封がされた遺言書は、勝手に開封することは法律で禁止されており、開封するためには家庭裁判所で相続人等の立会いの上、開封しなければならないことになっています。

また、遺言書を発見した場合には、封がされた遺言書も封がしていない遺言書のどちらの場合にも家庭裁判所に提出して「**検認**」という**手続きを行う必要**があります。検認は、すべての相続人に対して遺言書があったことを知らせるとともに、遺言書の形状など検認の日の遺言書の状態などを明確にして遺言書の変造等を防止するために行われる手続きです。

「遺言書の保管者」か「発見した相続人」が家庭裁判所に遺言書があったこと申し立てると、後日、すべての相続人に検認が行われる旨の通知が届きます。その後、家庭裁判所にて相続人の立会いのもと検認が行われます。ちなみに当日欠席した相続人がいても検認の手続きは行われます。また、公正証書遺言の場合は、検認の手続きは必要ありません。

※今後当センターからのお知らせをご希望されない方は、下記までご連絡をお願い致します。

相続手続支援センター松本店：0120-97-3713 相続手続支援センター長野店：0120-49-1322